

経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期、方法等

1 申請等の時期

日曜日および土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日ならびに12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）を除き、申請者の主たる営業所の所在地を所管する土木事務所の長が指定する日において、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求を行うものとする。

2 申請等の方法

申請者の主たる営業所の所在地を所管する土木事務所の長が指定する方法により、知事に提出するものとする。

3 提出書類

(1) 申請書および添付書類

ア 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価申請書および総合評定値請求書

イ 規則別記様式第2号の2による工事経歴書

ウ 規則別記様式第25号の10による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求を申請する場合）

(2) その他の確認書類

ア 審査対象営業年度の消費税確定申告書の控えおよび添付書類の写しならびに消費税納税証明書の写し

イ 工事経歴書に記載されている工事に係る工事請負契約書の写しまたは注文書および請書の写し

ウ 法人税申告書別表（別表16(1)および(2)）の写しならびに規則別記様式第15号および第16号による貸借対照表および損益計算書の写し

エ 健康保険および厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面または住民税特別徴収税額を通知する書面の写し

オ 規則別記様式第25号の11別紙2の技術職員名簿に記載した職員に係る次に掲げる書類

（ア） 検定もしくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等の写し

（イ） 事業所の名称が記載された健康保険被保険者証の写しまたは雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

（ウ） 継続雇用制度の適用を受けている職員についてはそれを証明する書面および継続雇用制度について定めた労働基準監督署長の印がある就業規則または労働協約の写し

カ 労働保険概算・確定保険料申告書の控えおよびこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し

キ 健康保険および厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書の写しまたは納入証明書の写し

ク 建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し

ケ 中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面、労働基準監督署長の印のある就業規則または労働協約の写し

コ 企業年金制度または退職一時金制度に係る書類であって、次に掲げるいずれかの書類

（ア） 厚生年金基金への加入を証明する書面、適格退職年金契約書、確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面、確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面または資産管理運用機関との間の契約書の写し

（イ） 公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会または一般社団法人全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面または労働災害総合保険もしくは準記名式の普通傷害保険の保険証

券の写し

- サ 審査対象事業年度に再生手続開始または更生手続開始の決定を受けた場合にあつては、その決定日を証明する書面の写し
- シ 審査対象事業年度に再生手続終結または更生手続終結の決定を受けた場合にあつては、その決定日を証明する書面の写し
- ス 防災協定書の写し（申請者の所属する団体が防災協定を締結している場合にあつては、当該団体への加入を証明する書類および防災活動に対し一定の役割を果たすことを証明する書類）
- セ 有価証券報告書もしくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写しまたは建設業の経理実務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士およびこれらとなる資格を有する者ならびに登録経理試験（規則第18条の3第3項第2号ロに規定する登録経理試験をいう。以下同じ。）に合格した者のいずれかに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したのもの
- ソ 規則別記様式第25号の7の2による登録経理試験の合格証の写しまたは平成17年度までに実施された建設業経理事務士検定試験の1級試験もしくは2級試験の合格証の写し
- タ 規則別記様式第17号の2による注記表の写し
- チ 建設機械の売買契約書の写しまたはリース契約書の写し
- ツ 建設機械に係る特定自主検査記録表、自動車検査証または移動式クレーン検査証の写し
- テ 国際標準化機構第9001号または第14001号の規格により登録されていることを証明する書面の写し
- ト アからテまでに掲げるもののほか知事が必要と認める書類

4 申請等に係る手数料の納付方法

経営規模等評価の申請に係る手数料については8,100円に審査対象建設業1種類につき2,300円として計算した額を加算した額を、総合評定値の請求に係る手数料については400円に審査対象建設業1種類につき200円として計算した額を加算した額を福井県証紙により納付するものとする。

5 経営規模等評価の結果および総合評定値の通知

経営規模等評価の結果および総合評定値の通知は、規則別記様式第25号の12により通知するものとする。

6 再審査の方法

(1) 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から30日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。

経営規模等評価の結果および総合評定値の通知をしたときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果および総合評定値を通知することとし、総合評定値の通知に係る手数料については納付を要しない。

ア 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価再審査申立書

イ 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書の写し

ウ 異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類

(2) 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けているときは、当該改正の日から120日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。

経営規模等評価の結果および総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果および総合評定値を通知することとし、総合評定値の通知に係る手数料については納付を要しない。

ア 規則別記様式第25号の11による経営規模等評価再審査申立書

イ 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書の写し

附則

この公示は、平成27年4月1日から施行する。